

平成 25 年 12 月 5 日
相模石油株式会社**株式会社パートナーシップ及び同社代表取締役、山崎淳 氏に対する損害賠償訴訟の判決（控訴審判決）に関するお知らせ**

平成 23 年 7 月 28 日付けの「株式会社パートナーシップ及び同社代表取締役、山崎淳氏に対する損害賠償訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起、及び東京高等裁判所において控訴審について係争しておりましたが、下記の通り判決が言い渡され、不服申し立て期日までに控訴されることなく、本判決が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

平成 23 年 6 月 24 日 当社が横浜地方裁判所に訴訟提起（第一審）
平成 25 年 5 月 17 日 第一審判決
平成 25 年 6 月 5 日 当社が東京高等裁判所に控訴
平成 25 年 7 月 16 日 被告が東京高等裁判所に付帯控訴
平成 25 年 10 月 23 日 控訴審判決

2. 訴訟を提起した者（原告・控訴人）

(1) 名称 相模石油株式会社
代表取締役 小泉光一郎
本店所在地 神奈川県平塚市紅谷町 1 6 番 4 号

3. 訴訟を提起した相手（被告・被控訴人）

(1) 元駐車場運営事業部部長 山崎淳 氏
(2) 名称 株式会社パートナーシップ
代表取締役 山崎淳 氏
本店所在地 神奈川県鎌倉市七里ガ浜東 2 丁目 20 番 10 号
事務所 神奈川県藤沢市南藤沢 4-1-1 第 5 榎本ビル 3 F

※平成 23 年 5 月 30 日本店移転

神奈川県藤沢市南藤沢 4-1-1 第 5 榎本ビル 3 F

※平成 25 年 9 月 9 日本店移転

神奈川県横浜市中区尾上町 4 丁目 5 7 番地 横浜尾上町ビル 4 階

4. 判決の内容

当社が主張した「被告山崎の誠実義務違反」及び「被告会社の責任」について、第一審判決の横浜地方裁判所の判断の骨子は以下の通りです（以下、判決文の「事実及び理由」より抜粋）。

- (1) 本件各物件の解約の理由について、被告山崎は土地売却等虚偽の事実を記載し、被告会社への切替えがばれないようにした旨供述しており（被告山崎本人）、顧客奪取の態様も原告のディフェンス活動の機会を奪った不正なものというべきである。よって、被告山崎が本件各物件について原告から被告会社への切替えを行ったことは、誠実義務違反の内容である競業避止義務に違反したものと認められる。
- (2) 被告山崎は、被告会社の代表取締役の地位にあり、地主らに対し被告会社へ勧誘を違法に行った上、本件各物件の切替えは外形的に被告会社の営業の一貫としての側面を有していたと認められ、地主らもその認識であったと認められる。なお、被告山崎の行為を被告会社の行為自体とみなす会社法350条の趣旨からは、同条の要件を満たす限り、被告山崎の行為を個人としての行為と法人代表者としての行為とに分けて、違法性を論じる事は出来ない。よって被告会社は会社法350条に基づく責任を免れない。

控訴審判決においては、第一審判決が次の通り改められました。東京高等裁判所の判断の骨子は以下の通りです（以下、判決文の「事実及び理由」より抜粋）。

- (1) 被控訴人（被告）山崎が本件各物件について控訴人（原告）から被控訴人会社への切替えを行ったことは、誠実義務の内容である競業避止義務に違反し、その態様も故意に控訴人のディフェンス活動の機会を奪った違法なものというべきであるから、控訴人に対する不法行為の成立が認められる。
- (2) 被控訴人山崎が本件各物件について控訴人から被控訴人会社への切替えを行った行為は不法行為を構成するところ、上記行為は、被控訴人山崎が被控訴人会社の代表取締役の職務として行ったものであるから、被控訴人会社は、被控訴人山崎の不法行為により控訴人が被った損害について、会社法350条に基づき損害賠償義務を負う。

5. 今後の対応について

当社は、控訴審判決内容に基づき、債権執行手続き及び不動産執行手続きを行い、請求金額の回収に努めてまいります。

以上